



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

○厚生労働省告示第三百三十三号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十二条の規定に基づき、平成二十八年度における共同募金の実施期間を平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までと定めたので、社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）第三十五条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月五日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 松本 純